

# 製紙業界の違法伐採対策の取り組み状況について (2021 年度)

2022 年 12 月 20 日  
日本製紙連合会

## 1. はじめに

製紙業界における違法伐採対策は、「違法伐採対策に係る林野庁のガイドライン」に基づき、「個別企業の独自の取り組みによる方法」で各社自主的に行われていたが、2007 年度にこれらの取り組みに客観性と信頼性を担保させるため、製紙連合会が会員企業の違法伐採対策をモニタリングするとともに、その結果について、第三者委員会の指導、助言及び監査を求める「違法伐採対策モニタリング事業」を開始し、業界全体としての違法伐採対策のレベルアップに努めてきた。

そうした中、2017 年度に施行された「合法伐採木材等の利用及び流通の促進に関する法律（クリーンウッド法）」において、木材及び木材製品を取り扱う事業者は、官需、民需を問わず、全て木材、木材製品の合法性を確認するよう努めなければならないこととなった。

このため、製紙連合会では、EU の木材規制法等諸外国の動向も踏まえ、合法性確認の強化を図る観点から、クリーンウッド法の施行を機に、会員各社が自ら合法性の確認（デューディリジエンス：DD）を行うための「合法証明 DD システムマニュアル」を作成し、各社では、このマニュアルに基づいて自社の合法証明 DD システムを作成している。

2019 年度からは、各社が自社の合法証明 DD システムに基づき、調達する原料の合法性を確認しており、その結果を、製紙連合会がモニタリングしている。

今年度は、9 月から 10 月にかけて 30 社（13 グループ）に対して、2021 年度の取り組みについて製紙連事務局による第 16 回のモニタリングを実施した。その結果の概要は以下の通りである。

## 2. 製紙業界の違法伐採対策の実施状況

今回、違法伐採対策モニタリング事業に参加した会員企業及びその関連企業は下記の 30 社である。

企 業 名	URL
OCM ファイバートレーディング株式会社	<a href="https://www.ojiholdings.co.jp/">https://www.ojiholdings.co.jp/</a> (王子グループ)
王子木材緑化株式会社	<a href="https://www.ojiholdings.co.jp/">https://www.ojiholdings.co.jp/</a> (王子グループ)
王子グリーンリソース株式会社	<a href="https://www.ojiholdings.co.jp/">https://www.ojiholdings.co.jp/</a> (王子グループ)
王子製紙株式会社	<a href="https://www.ojiholdings.co.jp/">https://www.ojiholdings.co.jp/</a> (王子グループ)
王子マテリア株式会社	<a href="https://www.ojiholdings.co.jp/">https://www.ojiholdings.co.jp/</a> (王子グループ)
王子エフテックス株式会社	<a href="https://www.ojiholdings.co.jp/">https://www.ojiholdings.co.jp/</a> (王子グループ)
王子イメージングメディア株式会社	<a href="https://www.ojiholdings.co.jp/">https://www.ojiholdings.co.jp/</a> (王子グループ)
王子ネピア株式会社	<a href="https://www.ojiholdings.co.jp/">https://www.ojiholdings.co.jp/</a> (王子グループ)
王子キノクロス株式会社	<a href="https://www.ojiholdings.co.jp/">https://www.ojiholdings.co.jp/</a> (王子グループ)
王子グリーンエナジー江別株式会社	<a href="https://www.ojiholdings.co.jp/">https://www.ojiholdings.co.jp/</a> (王子グループ)
王子グリーンエナジー日南株式会社	<a href="https://www.ojiholdings.co.jp/">https://www.ojiholdings.co.jp/</a> (王子グループ)
大阪製紙株式会社	<a href="http://www.osaka-paper.co.jp/">http://www.osaka-paper.co.jp/</a>
大王製紙株式会社	<a href="https://www.daio-paper.co.jp/">https://www.daio-paper.co.jp/</a>
中越パルプ工業株式会社	<a href="http://www.chuetsu-pulp.co.jp/">http://www.chuetsu-pulp.co.jp/</a> (中越パルプ工業グループ)
中越パルプ木材株式会社	<a href="http://www.chuetsu-pulp.co.jp/">http://www.chuetsu-pulp.co.jp/</a> (中越パルプ工業グループ)
中越緑化株式会社	<a href="http://www.chuetsu-pulp.co.jp/">http://www.chuetsu-pulp.co.jp/</a> (中越パルプ工業グループ)
特種東海製紙株式会社	<a href="https://www.tt-paper.co.jp/">https://www.tt-paper.co.jp/</a> (特種東海製紙グループ)
新東海製紙株式会社	<a href="https://www.tt-paper.co.jp/">https://www.tt-paper.co.jp/</a> (特種東海製紙グループ)

日本製紙株式会社	<a href="https://www.nipponpapergroup.com/">https://www.nipponpapergroup.com/</a> (日本製紙グループ)
日本製紙パピリア株式会社	<a href="https://www.nipponpapergroup.com/">https://www.nipponpapergroup.com/</a> (日本製紙グループ)
日本製紙クレシア株式会社	<a href="https://www.nipponpapergroup.com/">https://www.nipponpapergroup.com/</a> (日本製紙グループ)
兵庫パルプ工業株式会社	<a href="http://hyogopulp.co.jp/">http://hyogopulp.co.jp/</a>
北越コーポレーション株式会社	<a href="http://www.hokuetscorp.com">http://www.hokuetscorp.com</a> (北越コーポレーショングループ)
北越東洋ファイバー株式会社	<a href="http://www.hokuetscorp.com">http://www.hokuetscorp.com</a> (北越コーポレーショングループ)
丸三製紙株式会社	<a href="http://www.marusan-paper.co.jp/">http://www.marusan-paper.co.jp/</a>
丸住製紙株式会社	<a href="http://www.marsumi.co.jp/">http://www.marsumi.co.jp/</a>
三菱製紙株式会社	<a href="https://www.mpm.co.jp/">https://www.mpm.co.jp/</a>
リントック株式会社	<a href="http://www.lintec.co.jp/">http://www.lintec.co.jp/</a>
レンゴー株式会社	<a href="https://www.rengo.co.jp/">https://www.rengo.co.jp/</a> (レンゴーグループ)
レンゴーペーパービジネス株式会社	<a href="https://www.rengo.co.jp/">https://www.rengo.co.jp/</a> (レンゴーグループ)

### 3. 違法伐採対策モニタリング事業の調査結果

今年度の違法伐採対策モニタリング事業の調査結果は以下の通り。

#### (1) 製紙連事務局によるモニタリング結果

- 各社の違法伐採対策は、いずれも、各社の事情を踏まえながら、原料調達方針を策定するとともに、合法証明システムとしてサプライヤーと覚書等を締結し、トレーサビリティレポートを提出してもらい、現地確認を行うなど、林野庁のガイドラインに基づき適切に実施されている。
- DDシステムマニュアルやトレーサビリティレポートの記載内容の充実など、過去の本モニタリング事業での指摘事項を踏まえた改善が引き続き着実に進められている。
- 輸入されるパルプ材及びパルプについては、その全てを森林認証材あるいは森林認証制度の下で認証された管理木材(CW)で対応する企業がほとんどとなっているが、クリーンウッド法では合法

証明のための DD システムの運用において、森林認証に加えサプライチェーン情報の収集が求められている。このため、各社においては森林認証と並行してトレーサビリティレポートを入手するなど概ねリスクアセスメントが適切に実施されている。

- ・国産木材チップについては、購入先と覚書等を締結し、トレーサビリティレポートを提出してもらう取り組みを基本とする会社と、木材チップ業者の団体認定による合法証明を活用する取り組みを基本とする会社があるが、全体としてよく取り組みが行われている。

## (2) 監査委員会の結果

さらに、2022年12月14日に監査委員会を開催して、上記モニタリング結果を報告し意見を聴取したところであり、主要な指摘事項は以下の通りである。

- ・違法伐採対策については、全体的によく取り組んでおり、毎年、各社の取り組みもブラッシュアップされている。記入漏れなどの不備がいくつか見られたが、引き続き改善する取り組みを続けて行って欲しい。
- ・違法伐採対策モニタリング結果を踏まえて、毎年度確実に取り組み内容を充実させていることを評価する。その上で、各社での内部監査や外部監査の指摘等についても着実に対応し、更なるレベルアップに繋げることを期待する。
- ・DD システムに基づく取り組みも時間の経過とともに、システムティックになり洗練されてきたと思う。一方で、モニタリングが違法伐採対策の重要性を関係者に再認識させる機会となるよう引き続き工夫して取り組んで欲しい。

製紙連合会としては、違法伐採対策を実施している会員企業に対して、製紙連事務局のモニタリング結果及び監査委員会の意見をフィードバックし、各社の取り組みの改善に資することにより、今後とも業界全体の違法伐採対策の一層の充実を図っていく考えである。

併せて、本モニタリング事業の効果的な実施に向けて、調査項目・内容の点検・見直しなどに取り組む考えである。

## 4. 終わりに

2007 年度から始まった違法伐採対策モニタリング事業も、今年で 16 回目を迎え、会員企業の間ではかなり定着してきたが、消費者の環境意識の高まりから合法性の担保された原料を使用した紙製品に対する要求は年々高まっているので、必要に応じ見直しも図りつつ本事業の推進に取り組んでいく。

また、今年度の各社の合法木材の利用状況については、登録実施機関である日本ガス機器検査協会に報告し、その確認を経て林野庁に報告される。

## （参考）製紙業界の違法伐採対策の経緯

### 1 違法伐採対策の開始

2005年7月に英国で開催されたグレーンイーグルズサミットにおいて、違法伐採対策に対して具体的行動に取り組むことで先進各国が合意した。これを受けて、わが国では、グリーン購入法の判断基準が改正され、政府調達にあたって、2006年4月以降は合法性が証明された木材を用いなくてはならないということになった。

合法証明方法については、「違法伐採対策に係る林野庁のガイドライン」によって①「森林認証による方法」、②「団体認定による方法」、③「個別企業の独自の取り組みによる方法」が示されているが、製紙業界としては、③の「個別企業の独自の取り組みによる方法」を採用することとし、2006年4月以降、日本製紙連合会の会員企業は、それぞれの企業で独自の違法伐採対策に取り組んでいるところである。(その実施にあたっては、適宜、①の「森林認証による方法」や②の「団体認定による方法」を一部活用している。)

なお、これに先立って、日本製紙連合会は、2006年3月に「違法伐採問題に対する日本製紙連合会の行動指針」を策定し、業界全体として違法伐採問題に取り組んでいく姿勢を明確にしている。加えて、2007年3月には、「環境に関する自主行動計画」を改定し、違法伐採対策を自主行動計画の一環として位置づけた。その後、自主行動計画終了後の2012年4月に策定された「環境行動計画」においても、引き続きその一環として位置づけられている。

### 2 違法伐採対策モニタリング事業の開始

2007年度からは、会員企業の自主的な取り組みに、客觀性と信頼性を担保するために、日本製紙連合会が会員企業の違法伐採対策をモニタリングするとともに、その結果について学識経験者、消費者団体関係者等で構成される第三者委員会の指導、助言及び監査を求める「違法伐採対策モニタリング事業」を実施するなど、業界全体としての違法伐採対策のより一層のレベルアップに努めてきた。16年目となる2022年度についても、会員企業の2021年度の違法伐採対策について「違法伐採対策モニタリング事業」によるモニタリングを実施した。

監査委員会委員	林業経済研究所	永田 信氏
	全日本文具協会	大沼 章浩氏
	グリーン購入ネットワーク	深津 学治氏
	筑波大学大学院准教授	立花 敏氏
	Social-i	野村 恭子氏

2009年2月には、コピー用紙に係るグリーン購入法の判断基準が改正され、従来は古紙 100%であったが、間伐材パルプ、森林認証材パルプ、あるいはその他持続可能性を目指したパルプに限り 30%まではバージンパルプを配合できるようになった。このうち、その他持続可能性を目指したパルプについては、判断基準で定められた条件を満足させるために、製紙企業は調達方針及びトレーサビリティレポートによって森林の環境的優位性及び社会的優位性を確認するとともに、その取り組みの客観性及び信頼性を担保するために、「違法伐採対策モニタリング事業」を活用することとなった。2010年2月には印刷情報用紙に係るグリーン購入法の判断基準が改正され、40%まではバージンパルプを配合できるようになったが、このうち、その他持続可能性を目指したパルプについてはコピー用紙と同じ扱いとなった。

### 3 違法伐採対策に関する国際的な動向

米国においては、違法伐採対策として 2008年にレイシー法が改正されて、紙製品を含む木材製品を米国に輸出するにあたっては、輸出申告時に、品名、価格、数量とともに木材が伐採された産地国と木材の樹種を申告しなくてはならなくなった（ただし、現時点において、紙パルプには適用されていない）。また、EUにおいては、違法伐採対策として 2010年に「EU木材規制法（違法伐採によって取得された林産物を規制する規則）」が制定され、これによって 2013年3月より違法伐採された木材、あるいはそれら木材から生産された林産品を EU 域内で販売することは禁止されている。さらに、オーストラリアにおいても「違法伐採禁止法（Illegal Logging Prohibition Bill 2012）」が 2012年11月28日に議会において可決され、2014年から施行されている。

## 4 クリーンウッド法の制定

2016年5月に三重県で開催された伊勢志摩サミットにおいて、主催国として違法伐採対策に対するより積極的な姿勢を示すため、2016年5月20日に議員立法で「合法伐採木材等の利用及び流通の促進に関する法律（クリーンウッド法）」が制定された。（2017年5月20日より施行）

クリーンウッド法においては、木材及び木材製品を取り扱う事業者は、官需、民需を問わず、全て木材、木材製品の合法性を確認するよう努めなければならない（努力義務）ことになった。この確認行為は、EUの木材規制法と同様にデューディリジェンス（DD）として行わなければならない。また、この法律に基づいて合法性の確認を行う事業者は、国が認定する登録実施機関に登録することができる（任意）ことになった。国は、この法律の施行に必要とされる場合には、指導、助言、報告徴収及び立入検査を行うことができるとされている。

## 5 合法証明 DD システムマニュアルの作成

日本製紙連合会は、このクリーンウッド法の制定に対応して、2017年度（2017年5月20日以降）から取り扱う全ての木材原料についてDDを行うために、EUの木材規制法、米国のレイシー法、豪州の違法伐採禁止法のDDにも対応できる製紙業界としての独自のDDシステムを構築するため、「日本製紙連合会・合法証明 DD システムマニュアル」を作成した。

さらに、2017年10月27日には下記の5団体がクリーンウッド法の登録実施機関として告示され、クリーンウッド法の登録が実施できるようになった。

登録実施機関	(公財) 日本合板検査会
	(公財) 日本住宅・木材技術センター
	(一財) 日本ガス機器検査協会
	(一社) 日本森林技術協会
	(一財) 建材試験センター

(注) 2018年11月27日（一社）北海道林産物検査会が追加され  
登録実施機関は6団体となった。

日本製紙連合会は、(一財)日本ガス機器検査協会に団体一括代理申請を行い、2018年3月19日付で27社が木材関連事業者として登録されたところである。その後、2018年12月3日付で1社、2019年4月26日付で2社が追加登録されて現在は30社となっている。

なお、クリーンウッド法に基づく登録及び合法証明のためのDDシステムについても、引き続き「違法伐採対策モニタリング事業」によって客観性及び信頼性を担保していく考え方であり、2019年度の違法伐採モニタリング事業から、各社が作成した合法証明DDシステムに基づく調査を行っている。

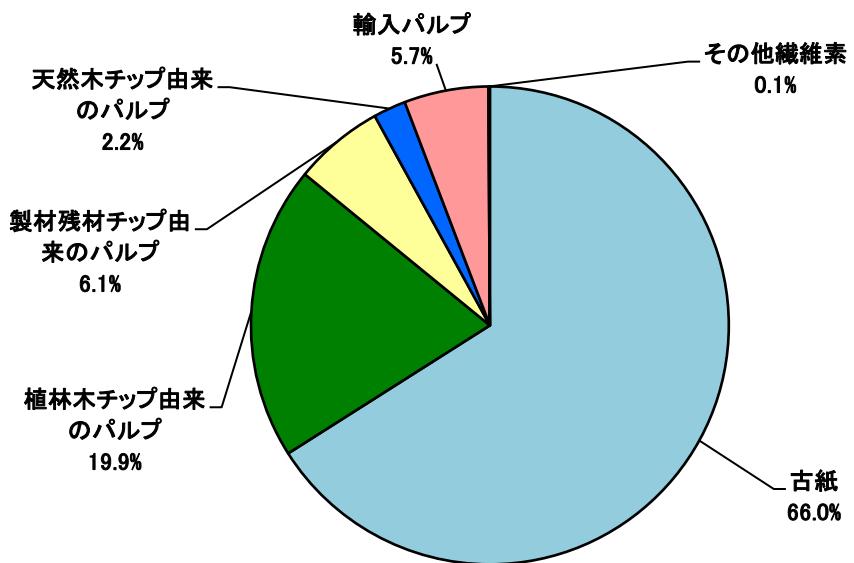
## 製紙業界の原料調達動向（2021年）

2021年の原材料需給の状況については、今年2月の理事会で報告済であるが、原材料調達にあたっての国内材の有効利用の状況や森林認証材の利用状況など違法伐採に係るデータを加え、改めてとりまとめた資料である。

### 1. 製紙業界の原料調達の現状

わが国の2021年の紙・板紙合計の生産量は2,394万t、製紙原料消費量は2,446tであった。原料構成比で見ると、古紙（古紙パルプを含む）が1,614万tで66.0%、パルプが829万tで33.9%、その他纖維素が3万tで0.1%となっている。また、パルプのうち、国産パルプが690万tで28.2%であり、その内訳としては、植林木チップ由来のパルプが486万tで19.9%、製材残材チップ由来のパルプが149万tで6.1%、天然木チップ由来のパルプが54万tで2.2%となっている。輸入パルプは139万tで5.7%となっている。

### 纖維原料消費割合（2021年）



資料：日本製紙連合会資料、経済産業省統計、財務省「通関統計」

注：天然木チップ由来のパルプ2.2%のうち、  
2.0%は、里山で生産された国産の天然林低質材パルプ、  
0.2%は、森林認証を受けた輸入の天然林低質材パルプである。

## （1）古紙

古紙の消費は、前年比 4.5% 増の 1,604 万 t、4 年ぶりのプラスとなった。古紙の利用率は、紙・板紙合計で 66.0%、2020 年に比べると低下したが高い水準を維持している。これは、新型コロナ禍において古紙利用率の高い板紙の生産比率が相対的に上昇したことが要因として挙げられる。古紙利用率の内訳は、板紙分野が 94.2% から 93.8% へ 0.4 ポイントの下降となったが、紙分野がそれを上回る 37.4% から 34.7% へ 2.7 ポイントの下降となっている。

日本製紙連合会では、ゴミの減量化や森林資源保全の観点から古紙の利用率を 2025 年度までに 65% にするという目標を定め、古紙利用の拡大に努めている。古紙はリサイクルを図る観点で環境にやさしい原料であるため、林野庁のガイドラインでは合法証明は必要とされていない。

古紙の輸出については、前年に比べて 25.8% 減の 237 万 t となった。中国政府が廃棄物輸入規制を実行したことから、中国向け輸出が基本的に 0 となったため、その減少分をアジアに向けて輸出を行ったものの完全に補うまでには至らなかつた結果、2021 年の古紙回収量 1,846 万 t に対する輸出量の比率は 12.8% となり、2020 年より 4.1 ポイント下降した。

古紙利用率(製紙原料に占める古紙の比率 %)推移

	05 年	10 年	15 年	16 年	17 年	18 年	19 年	20 年	21 年
紙	37.5	40.5	40.2	39.2	37.9	37.3	36.6	37.4	34.7
板紙	92.6	92.8	93.5	93.8	93.8	93.4	93.5	94.2	93.8
平均	60.3	62.5	64.3	64.2	64.1	64.3	64.3	67.2	66.0

資料：経済産業省「紙・パルプ統計」

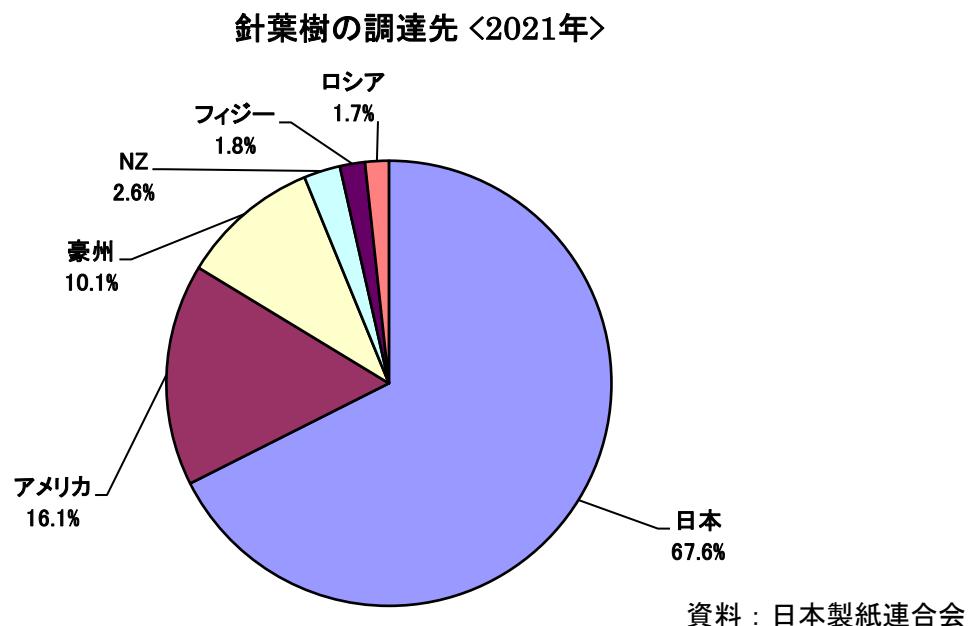
## （2）パルプ材（国産パルプの原料）

パルプ材の消費は、前年比 8.3% 増の 1,451 万 t で、針葉樹 457 万 t、広葉樹が 994 万 t となっている。

針葉樹の輸入先は、アメリカ、豪州、ニュージーランド（NZ）など違法伐採のリスクが低い先進国を中心に 5 力国となっているが、アメリカ、豪州の 2 力

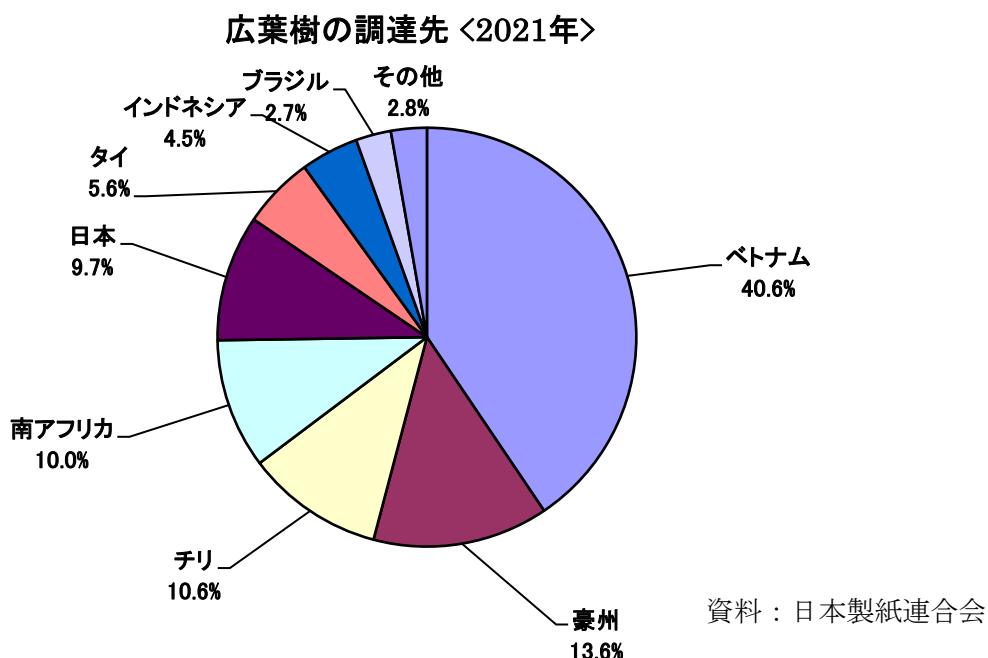
国で 81%（日本を除く輸入量計をベースとする）を占めている。

注：下記円グラフには国産（日本産）パルプ材が含まれている。従って比率は国産パルプ材を含めた数値となっている。



資料：日本製紙連合会

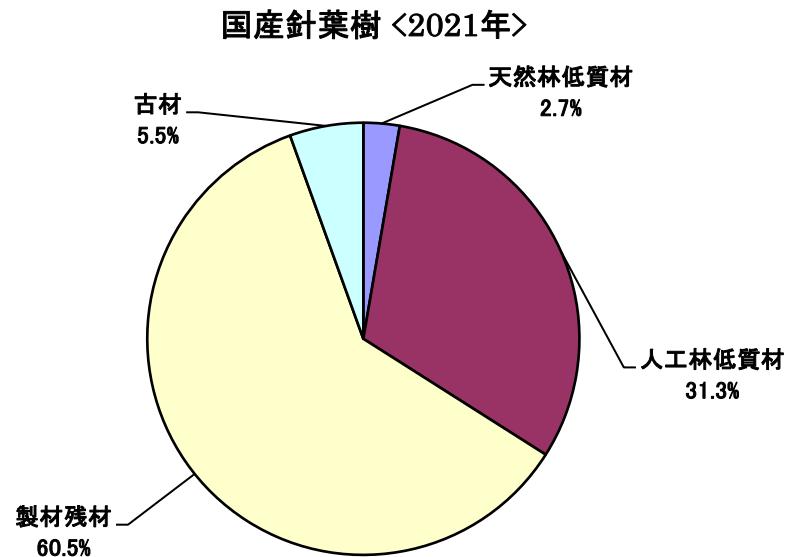
広葉樹の輸入先はベトナム、豪州、チリ、南アフリカ、タイ、インドネシア、ブラジルなど 9 カ国となっており、ベトナム、豪州、チリ、南アフリカの 4 カ国で 83%（日本を除く輸入量をベースとする）を占めているが、そのほとんどが違法伐採の可能性が低い植林木である。



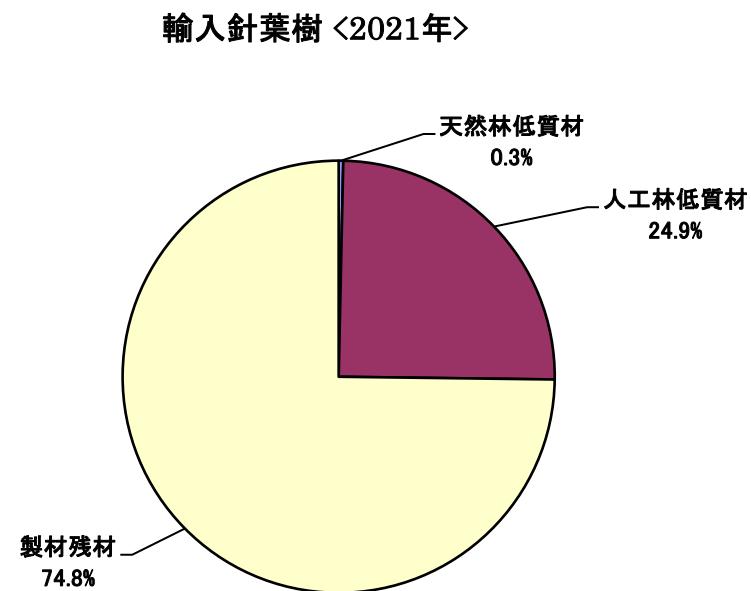
資料：日本製紙連合会

注：その他 2.8% の内訳は、ニュージーランド 1.9%、マレーシア 0.9%。

針葉樹の材種は、国産、輸入とともに製材残材が主体で、その他は製材に利用されない間伐材、病虫害材、解体材などの未利用材が多くなっている。なお、製材残材や未利用材は、未利用資源の有効活用を図る観点で環境にやさしい原料であるため、林野庁のガイドラインでは合法証明は必要とされていない。

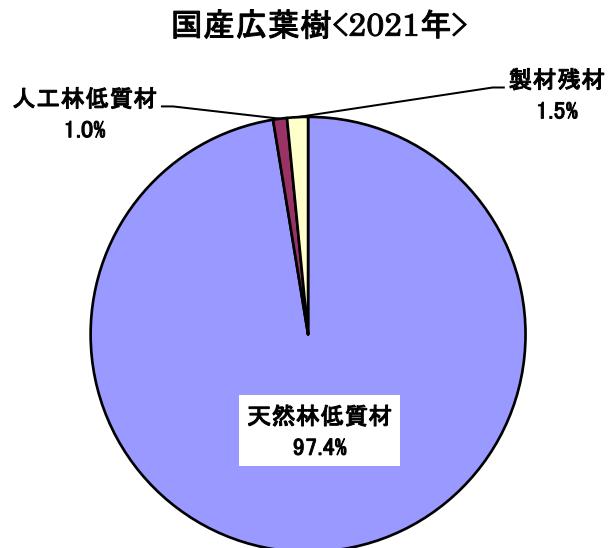


資料：日本製紙連合会

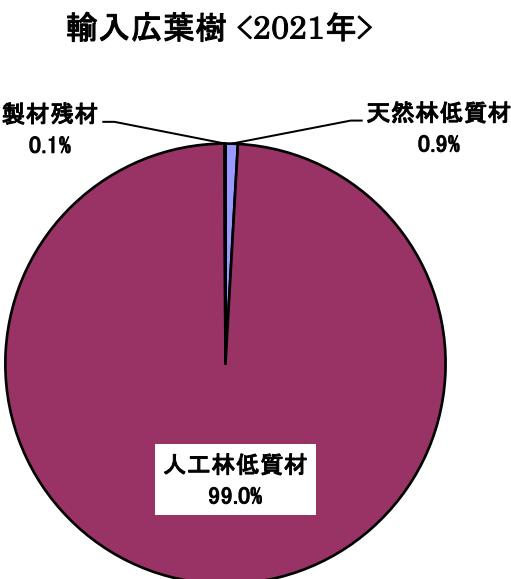


資料：日本製紙連合会

広葉樹の材種は、国産広葉樹では旧薪炭林等からの低質材が97%を占めている。また、輸入広葉樹では木材チップ用に造成されたユーカリ、アカシア等違法伐採の可能性が低い植林木が99%を占めている。



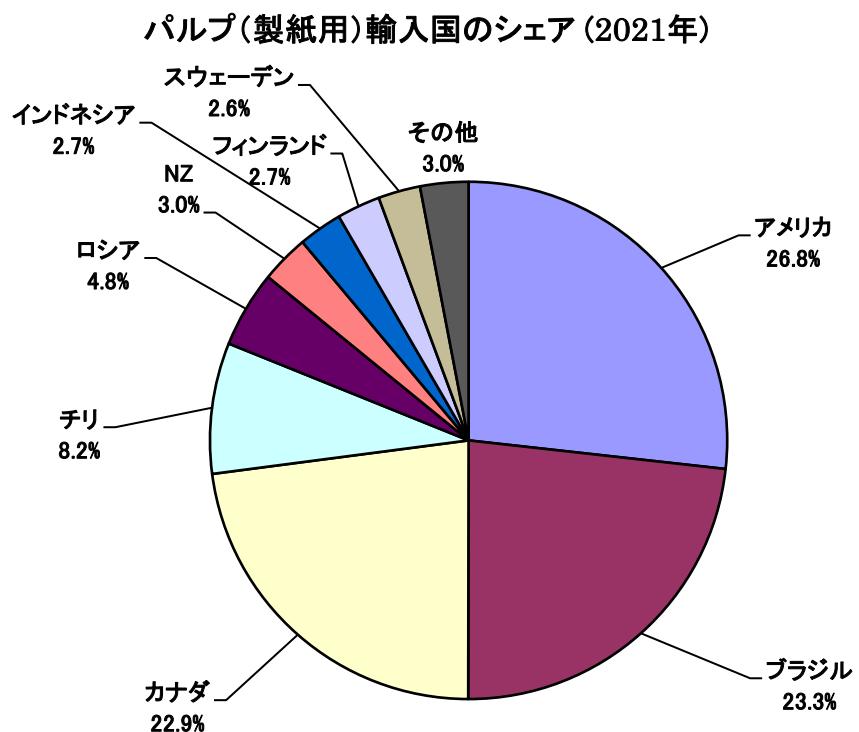
資料：日本製紙連合会



資料：日本製紙連合会

### (3) 輸入パルプ

輸入パルプ（製紙用）は、2021年は前年比4.4%減の139万tとなり、2年連続のマイナスとなった。リーマン・ショックの影響で急減した2009年以降は、自社製パルプの優先使用の流れが続いていること等から、低レベルで推移していることに加え、新型コロナ禍の影響が続いていることから減少が続いている。輸入先は、アメリカ、ブラジル、カナダ、チリなど25カ国に及んでいるが、アメリカ、ブラジル、カナダ、チリ、ロシア、ニュージーランド（NZ）、インドネシア、フィンランド、スウェーデンの9カ国で97%を占めている。ブラジルやニュージーランドからの輸入は開発輸入が主体である。近年、ほとんどのパルプが森林認証材あるいは認証された管理木材（CW（Controlled Wood））のパルプとなっている。



注：他の3.0%の内訳は、大韓民国 1.1%、中国 0.8%、ドイツ 0.3%、フィリピン 0.3%、スペイン 0.2%、タイ 0.1%、フランス 0.1%、ミャンマー 0.1%、以下、ウルグアイ、ノルウェー、ポーランド、オーストリア、ポルトガル、マレーシア、台湾、オーストラリア 8カ国で 0.1%

資料：財務省通関統計

## 2. 間伐材利用の推進

間伐材利用を推進することは、森林資源の健全な整備に寄与するのみならず、わが国の京都議定書第一約束期間の森林吸収源3.8%の確保を通じて、地球温暖化の防止にも大きく貢献してきたところである。昨年10月に閣議決定した地球温暖化対策計画においても、2030年度における森林吸収源目標3,800万CO<sub>2</sub>トンを掲げており、引き続き間伐材利用の推進に取組む必要がある。なお、違法伐採対策に係る林野庁のガイドラインでは、間伐材を始めとする未利用材については合法証明を必要としないとされている。

わが国の製紙各社は、従来から未利用資源の有効活用の観点から間伐材を積極的に利用してきたが、日本製紙連合会は2012年4月に「環境行動計画」を策定し、国内の森林整備の促進、地球温暖化の防止、資源の有効利用の推進のために間伐材の利用量の増大に積極的に取り組むという業界の姿勢を改めて明らかにしている。さらに、2009年及び2010年のグリーン購入法の判断基準の改正により、コピー用紙及び印刷用紙において、間伐材パルプが評価されることになったが、その際には、間伐材利用に係る林野庁のガイドラインに基づいて間伐証明書を添付しなくてはならないことになっている。このため、引き続き、グリーン購入法適合製品において間伐材の利用を促進するためには、証明書付間伐材の供給を増加させる必要があるが、現時点では、その供給量は極めて限られている。

単位：千BDT

	2016	2017	2018	2019	2020	2021
間伐材 (林地残材含む)	704 <40>	703 <39>	722 <37>	703 <43>	615 <43>	593 <49>
虫害材	1	1	1	1	1	1
古材	332	318	316	318	389	169

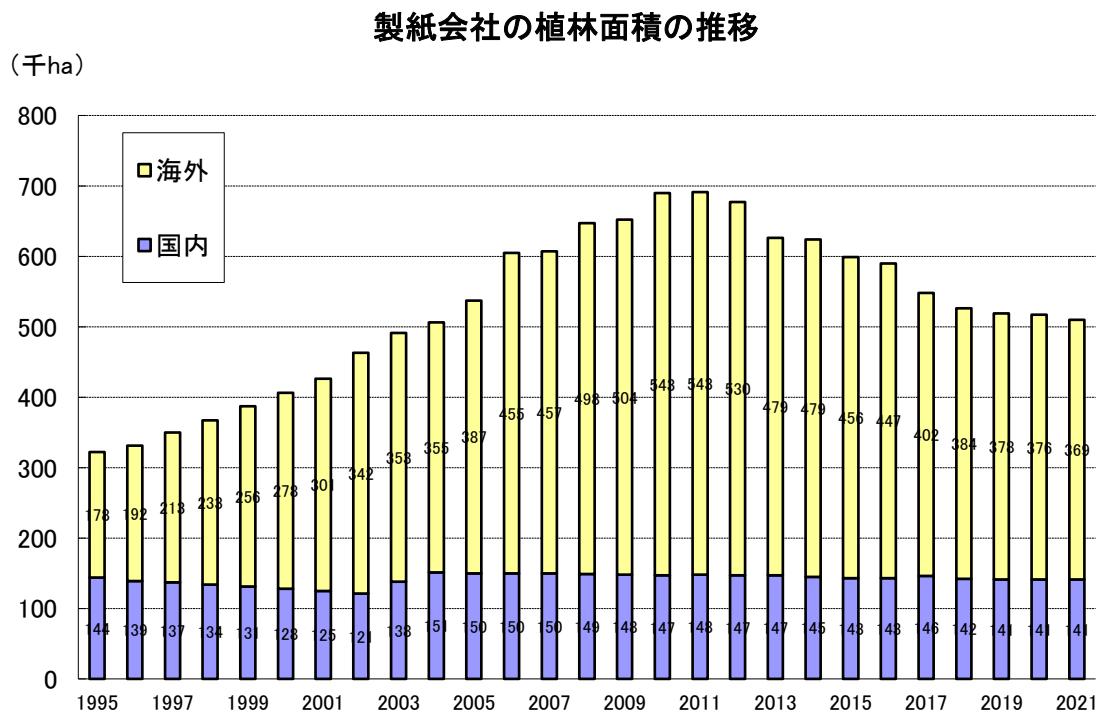
資料：日本製紙連合会

注1. 古材には家屋解体材の他、ダンネージ、パイル等を含む

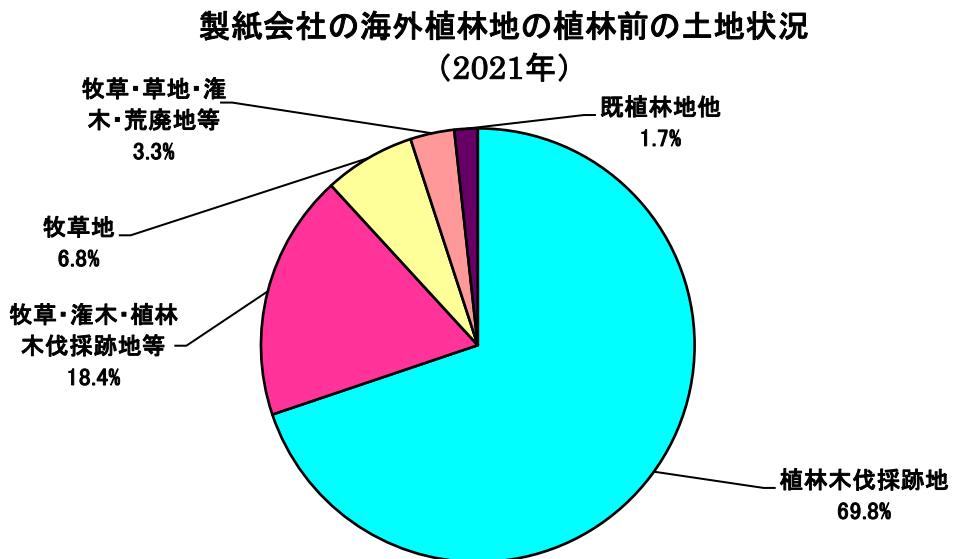
2. <>は証明書付き間伐材

### 3. 植林事業の推進

適切な森林経営が行われている自社植林地から調達された植林木チップは、違法伐採が行われていない環境に配慮された原料である。このため、その調達の拡大を目指して、わが国の製紙各社は、植林木伐採跡地の他、牧草地、荒廃地等の無立木地において海外植林を推進しており、2021 年末時点では、南米、オセアニア、アジア、アフリカの 9ヶ国で 22 プロジェクト(事業清算中のプロジェクトを含む)、36.9 万 ha となっている。これによって、国内外で所有又は管理する植林面積は国内社有林の 14.1 万 ha を含めて 51.0 万 ha となった。



資料：日本製紙連合会



資料：日本製紙連合会  
ただし、(一社)海外産業植林センターのデータを基に作成

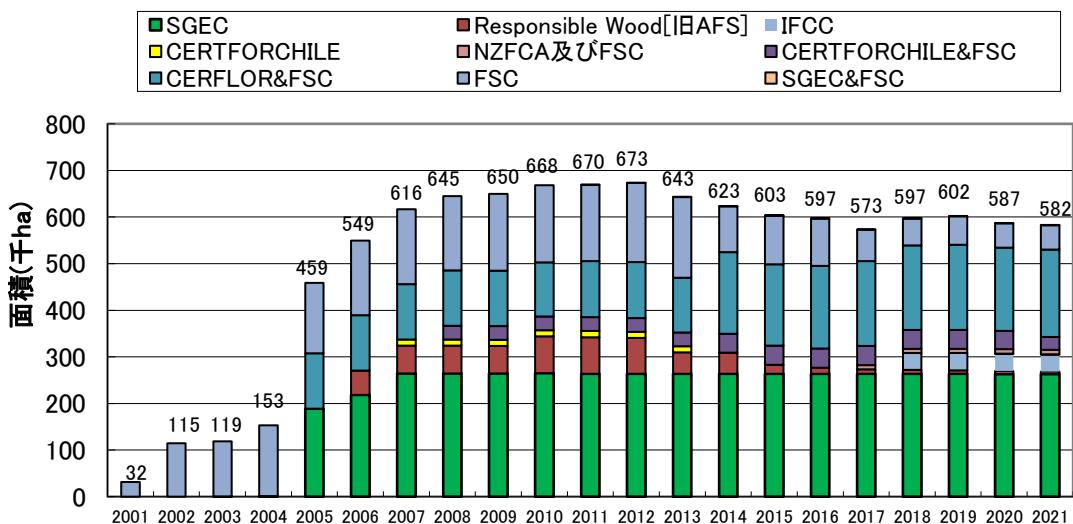
#### 4. 森林認証の推進

持続可能な森林資源の育成とその木材利用の推進を図る森林認証を取得した木材チップやパルプは、違法伐採が行われていない環境に配慮された原料である。このため、わが国の製紙各社は、所有又は管理する自社林について FM (Forest Management) 認証を積極的に取得するとともに、製品の製造、流通についても CoC (Chain of Custody) 認証を数多く取得している。国内の自社林については、2016 年に PEFC と相互承認した日本の森林認証である SGEC を、海外の自社林については国際的な森林認証である FSC や PEFC (Responsible Wood、IFCC、NZFCA、CERFLOR、CERTFORCHILE) を取得しており、2021 年現在で森林認証を受けた自社林の面積は 58.2 万 ha に達している。

一方、調達する木材チップのうち、森林認証材の占める割合は 2020 年より 0.3 ポイント下降して 21.6% となっている。昨今は、認証管理木材の割合の高いベトナムをはじめタイ、インドネシアからの輸入の増加が見られる一方、認証材の割合が高い豪州、チリ、南アフリカ等のシェアが低下したことが要因として挙げられる。

なお、2015 年より FSC や PEFC によって認証された管理木材（森林認証材ではないが、合法性や社会的、環境的優位性などについて第三者機関による認証を受けている木材）について調査を開始しており、森林認証材と認証管理木材（認証取得者で管理木材の証明がされた木材）を合わせると、その占める割合は 72.1%（特に輸入材については 100.0%）となっている。

## 森林認証取得面積(累計)の推移



資料：日本製紙連合会資料

- 注 1 : SGEC : Sustainable Green Eco System (緑の循環認証会議 ; PEFC と相互承認)
- 2 : FSC : Forest Stewardship Council (森林管理協議会)
- 3 : Responsible Wood [旧 AFS : Australian Forestry Standard] (オーストラリア林業基準 ; PEFC と相互承認)
- 4 : IFCC : Indonesian Forestry Certification Cooperation (インドネシア森林認証協力機構 ; PEFC と相互承認)
- 5 : NZFCA : New Zealand Forest Certification Association (ニュージーランドの森林認証制度 ; PEFC と相互承認)
- 6 : CERFLOR : Programa Nacional de Certificacan Florestal (ブラジルの森林認証プログラム ; PEFC と相互承認)
- 7 : CERTFORCHILE (チリの森林認証プログラム ; PEFC と相互承認)
- 8 : NZFCA と CERFLOR と CERTFORCHILE と SGEC の一部は FSC を重複取得

**森林認証材及び認証された管理木材の利用状況(2021年)  
[ 木材チップ ]**

単位：千 BDT

		針葉樹		広葉樹		合計	
		数量	割合 <sup>(注1)</sup>	数量	割合 <sup>(注1)</sup>	数量	割合 <sup>(注1)</sup>
国内	①認証材	-	-	-	-	-	-
	②認証管理木材 (注2)	0	0.0%	-	-	0	0.0%
	③管理木材 <sup>(注3)</sup>	2,907	94.7%	970	100.0%	3,877	96.0%
	①+②	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	集荷量計	3,070		970		4,040	
輸入	①認証材	505	34.3%	2,634	29.3%	3,139	30.0%
	②認証管理木材 (注2)	967	65.7%	6,353	70.7%	7,320	70.0%
	③管理木材 <sup>(注3)</sup>	-	-	-	-	-	-
	①+②	1,472	100.0%	8,987	100.0%	10,459	100.0%
	集荷量計	1,472		8,987		10,459	
合計	①認証材	505	11.1%	2,634	26.5%	3,139	21.6%
	②認証管理木材 (注2)	967	21.3%	6,353	63.8%	7,320	50.5%
	③管理木材 <sup>(注3)</sup>	2,907	64.0%	970	9.7%	3,877	26.7%
	①+②	1,472	32.4%	8,987	90.3%	10,459	72.1%
	集荷量計	4,542		9,957		14,499	

資料：日本製紙連合会

注1：「割合」は各集荷量計(100%)に対する認証材及び認証管理木材の割合。

2：認証管理木材は、認証取得者で管理木材の証明を行った木材。

3：管理木材は、自社(グループ会社を含む)でリスクアセスメントを実施した管理木材。